

群馬県青少年健全育成条例の改正概要

1 保護者の責務・・・見直し

本条例全般に示す保護者は、『親権者、未成年後見人、寄宿舍の管理人その他の者で、青少年を現に監護するもの』を定義していますが、今回新規追加等した「インターネット利用環境の整備」、「携帯電話インターネット事業者等の説明義務等」、及び「携帯電話インターネット事業者等に対する勧告等」の各条項に限り、保護者を『親権を行うもの若しくは後見人又はこれらに準ずる者』として、青少年を良好な環境の中で監護、教育するよう求めています。

2 インターネット利用環境の整備・・・見直し（第28条）

県は、青少年のインターネットの不適切な利用に起因して様々な問題が発生している現状に鑑み、青少年がインターネットを適切に利用することの重要性について県民の理解と関心を深めるとともに、青少年が使用するインターネットを利用することができる端末設備についてフィルタリングソフトウェアの利用の普及が図られるよう、適切な利用に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策の推進に努めます。

インターネットカフェ等の事業者や青少年が集まる施設の管理者等は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報を、フィルタリングソフトウェアの活用その他適切な方法により、青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければなりません。

保護者は、その保護する青少年のインターネットの利用状況を適切に把握するとともに、インターネットに流通する多くの有害情報により、当該青少年が犯罪その他の被害に巻き込まれるのを防ぐため、青少年がインターネットを利用する環境については、青少年の発達段階に応じてフィルタリングソフトウェアの利用などにより適切に管理し、青少年がインターネットを適切に利用する能力の育成に努めなければなりません。

青少年の健全な育成に携わる関係者は、青少年の有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう、啓発及び教育に努めなければなりません。

3 携帯電話インターネット事業者等の説明義務等・・・新設（第28条の2）

（第28条の2第1項）

携帯電話インターネット事業者及び携帯電話インターネット契約の媒介業者等（携帯電話販売店）は、携帯電話インターネット契約の締結等をするときは、契約する相手又は携帯電話の使用者が青少年であるかどうかを必ず確認し、青少年である場合には、当該青少年又はその保護者に対して、携帯電話のインタ

ーネット接続を通して有害情報を閲覧、視聴する機会が生じることなどを説明し、その内容を記載した説明書を交付しなければなりません。

契約の締結に当たって説明すべき事項（施行規則第13条の2）

- ア 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が有害情報を閲覧、視聴する機会が生ずること。
- イ 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。
- ウ 携帯電話インターネット事業者が提供するフィルタリングサービスの内容
- エ 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由が必要であること。

（第28条の2第2項）

保護者は、保護する青少年を使用者とするため、携帯電話インターネット契約を締結する場合において、フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするとき、青少年の業務や日常生活においてフィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由を記載した書面（理由書）を携帯電話インターネット事業者に提出しなければなりません。

フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由（施行規則第13条の2第2項）

- ア 青少年が就労しており、業務に著しい支障がある場合
- イ 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、日常生活に支障が生ずる場合
- ウ 保護者が青少年のインターネットの利用状況を適切に把握し、有害情報を閲覧することがないようにする場合

理由書に記載する事項（施行規則第13条の2第3項）

- ア 申出年月日
- イ 保護者の氏名
- ウ 保護者の電話番号

（第28条の2第3項）

携帯電話インターネット事業者及び媒介業者等は、青少年を使用者とする契約の締結等をする場合は、保護者から理由書の提出があったときに限って、フィルタリングサービスを利用しないインターネット契約の締結等を行うことができます。

（第28条の2第4項）

携帯電話インターネット事業者は、3により、フィルタリングサービスを利用しない青少年が使用する携帯電話のインターネット契約をしたときは、保護者から提出された理由書若しくはその写し又は理由書に記載された事項が記録された電磁的記録を、契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、保存しなければなりません。

**フィルタリングサービスを利用しない旨の申出書面の保存
(施行規則第13条の2第4項)**

- ア 規則で定める書面事項
 - フィルタリングサービスを利用しない理由
 - 申出年月日
 - 保護者の氏名
 - 保護者の電話番号
- イ 規則で定める日
 - 青少年携帯電話インターネット契約に係る青少年が18歳に達する日

**4 携帯電話インターネット事業者による媒介業者等の監督・新設
(第28条の3)**

携帯電話インターネット事業者は、契約の締結の媒介を媒介業者等に行わせることとした場合、媒介業者等が、条例で規定する内容を遵守するように、必要かつ適切な監督をしなければなりません。

条例(前項)で規定する媒介業者等の遵守事項

- 1 携帯電話インターネット契約の媒介業者等(携帯電話販売店)が、携帯電話インターネット契約の締結等をするときに、契約する相手又は携帯電話の利用者が青少年であるかどうかをよく確認すること。
青少年である場合には、当該青少年又はその保護者に対して、携帯電話のインターネット接続を通して有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることなどを説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付すること。
- 2 携帯電話インターネット契約の媒介業者が、青少年を利用者とする契約の締結等をする場合、保護者から理由書の提出があったときに限って、フィルタリングサービスを利用しないインターネット契約の締結等を行うこと。

5 携帯電話インターネット事業者等に対する勧告等(第28条の4)

(第28条の4第1項)

知事は、携帯電話インターネット事業者又は媒介業者が条例に違反していると認めるときは、必要な措置をとるよう勧告をすることができます。

(第28条の4第2項)

知事は、勧告を行うために必要な限度において、フィルタリングサービスの利用を条件としないで携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対して、質問、資料の提示その他の必要な協力を求めることができます。

(第28条の4第3項)

知事は、勧告を受けた携帯電話インターネット事業者又は媒介業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができます。

(第28条の4第4項)

知事は、公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット事業者又は媒介業者に対して意見を述べる機会を与えなければなりません。

6 深夜営業を行う施設への立入制限等・・・見直し(第31条)

第31条第1項第4号

深夜に青少年を立ち入らせてはならない施設のうち、いわゆるマンガ喫茶やインターネットカフェの規定にかかる表現を整備しました。

7 立入調査等(第50条)・・・立入調査実施先(追加)

警察官(少年警察補導員を含む。)又は知事の指定した職員が、営業時間中に立入調査を行い、関係者に対して質問し、又は資料の提出を求めることができる施設の中に「携帯電話インターネット事業者及び媒介業者等の営業所、事務所その他の事業場」を追加しました。